

○対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく  
個人番号の利用に関する条例

平成27年12月28日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提

供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 同条第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例及び規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
市長	対馬市福祉医療費の支給に関する条例（平成16年対馬市条例第111号。以下「福祉医療費支給条例」という。）による福祉医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの  高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療法」という。）第18条に定める特定健康診査及び特定保健指導に関する事務及び健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業に関する事務

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	福祉医療費支給条例による福祉医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号） その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
	高齢者医療法第18条に定める特定健康診査及び特定保健指導に関する事務及び健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業に関する事務	同上